

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 6月 14日

申請者 フリガナ氏名又は名称 フリガナカブシキガイシャカイセイ  
株式会社カイセイ

住所 大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10

フリガナ代表者氏名 フリガナイワモトレンヤ 岩本廉也

電話番号 0721-21-8668

FAX番号 0721-21-8737

メールアドレス [kaisei7070@hera.eonet.ne.jp](mailto:kaisei7070@hera.eonet.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6年 6月 14日

申請者 氏名又は名称 <sup>カイセイ</sup>株式会社 カイセイ  
住 所 〒583-0991  
大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10  
イワモトレンヤ  
代表者氏名 代表取締役 岩本 廉也

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
トリシマリヤク イワモトナオキ 取締役 岩本直己	
トリシマリヤク イワモレンヤ 代表取締役 岩本廉也	
事業の範囲	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 カ イ セ イ
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 583-0991 住所 大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10  電話番号 0721-21-8668 F AX番号 0721-21-8737 メールアドレス kaisei7070@hera.eonet.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヤマナカミホコ 、山中 美穂子	、第 310074号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 機 械 器 具 調 書

令和 6 年 6 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	・ 金切りのこ パイプカッター 電気サンダー 電気のこ	φ50 ~ 200 電動式 電動式	2	
			2	
			2	
			1	
管の加工用の 機械器具	ヤスリ パイプねじ切り機	200平型 半丸型	2	
			1	
接合用の 機械器具	トルクランプ パイプレンチ プライヤー ラチェットレンチ スパナ ドリル	300mm 250 8mm ~ 36mm 8mm ~ 36mm 電動式	/	
			2	
			2	
			2	
			3	
			2	
水圧テスト ポンプ	手動テラスター	最大圧20kg	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」

「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 6 月 14日

申請者

氏名又は名称	株式会社 カイセイ
住 所	大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10
代表者氏名	代表取締役 岩本 廉也

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三一〇〇七四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

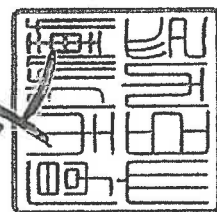
氏名 山中 美穂子

昭和四十六年一月十三日生

水道法昭和五十年法律第七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村憲



## 履歴事項全部証明書

大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10  
株式会社カイセイ

会社法人等番号	1201-01-058174
商号	株式会社カイセイ
本店	大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成30年5月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事及び解体工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理</li> <li>2 給排水装置設備工事業</li> <li>3 建設資材の販売</li> <li>4 建設機械の販売及びリース業</li> <li>5 産業廃棄物収集運搬業</li> <li>6 産業廃棄物処理業</li> <li>7 測量業</li> <li>8 不動産の販売、賃貸、管理及びその代理並びに仲介業</li> <li>9 一般貨物自動車運送業</li> <li>10 宅地建物取引業</li> <li>11 エステティックサロンの経営</li> <li>12 飲食店の経営</li> <li>13 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業</li> <li>14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業</li> <li>15 コンピューターシステムの設計、開発、製造販売及び輸出入</li> <li>16 インターネットを利用した情報提供サービス</li> <li>17 貴金属、宝石の売買並びに輸出入</li> <li>18 古物業</li> <li>19 金属くず業</li> <li>20 上記各号に附帯関連する一切の業務</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設</li> </ol>

	<p>工事、消防施設工事及び解体工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理</p> <p>2 給排水装置設備工事業</p> <p>3 建設資材の販売</p> <p>4 建設機械の販売及びリース業</p> <p>5 産業廃棄物収集運搬業</p> <p>6 産業廃棄物処理業</p> <p>7 測量業</p> <p>8 不動産の販売、賃貸、管理及びその代理並びに仲介業</p> <p>9 一般貨物自動車運送業</p> <p>10 宅地建物取引業</p> <p>11 エステティックサロンの経営</p> <p>12 飲食店の経営</p> <p>13 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業</p> <p>14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業</p> <p>15 コンピュータシステムの設計、開発、製造販売及び輸出入</p> <p>16 インターネットを利用した情報提供サービス</p> <p>17 貴金属、宝石の売買並びに輸出入</p> <p>18 古物業</p> <p>19 金属くず業</p> <p>20 警備業</p> <p>21 労働者派遣事業</p> <p>22 有料職業紹介事業</p> <p>23 上記各号に附帯関連する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">令和 3年12月 4日変更      令和 3年12月10日登記</p>
発行可能株式総数	1万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役            岩 本 廉 也
	取締役            岩 本 直 己
	大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10 代表取締役        岩 本 廉 也



大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10  
株式会社カイセイ

支店	1 大阪府南河内郡河南町大字持尾1123番地の2	令和4年2月5日設置
		令和4年2月10日登記
	2 大阪府富田林市梅の里二丁目12番15号	令和4年3月14日設置
		令和4年3月24日登記
登記記録に関する事項	設立	平成30年5月1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和6年6月14日

大阪法務局富田林支局  
登記官

下田和隆 仁



# 定 款

## 株式会社カイセイ

この定款は、弊社の現行定款と相違ありません。

令和 6年 6月14日

大阪府南河内郡太子町大字春日 146 番地の 1  
株式会社カイセイ  
代表取締役 岩本廉也



# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社カイセイと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事及び解体工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理
- 2 給排水装置設備工事業
- 3 建設資材の販売
- 4 建設機械の販売及びリース業
- 5 産業廃棄物収集運搬業
- 6 産業廃棄物処理業
- 7 測量業
- 8 不動産の販売、賃貸、管理及びその代理並びに仲介業
- 9 一般貨物自動車運送業
- 10 宅地建物取引業
- 11 エステティックサロンの経営
- 12 飲食店の経営
- 13 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
- 15 コンピューターシステムの設計、開発、製造販売及び輸出入
- 16 インターネットを利用した情報提供サービス
- 17 貴金属、宝石の売買並びに輸出入
- 18 古物業
- 19 金属くず業
- 20 警備業
- 21 労働者派遣事業
- 22 有料職業紹介事業
- 23 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府南河内郡太子町に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第 2 章

### 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式の総数は、10,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(株 券)

第 7 条 当社は、株券を発行しない。

(株主名簿記載請求)

第 8 条 当社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りではない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、毎事業年度末日の翌日からその事業年度に関する定時株主総会の前日までに、当社の募集株式を割り当てられ、又は吸収合併若しくは株式交換、吸収分割により株式を割り当てられ株主となった者を、当該定時株主総会において権利を行使できる株主と定めることができる。

3 前 2 項の場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定する必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には当該基準日の 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定

の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招 集)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

#### (招集手続)

第 1 4 条 株主総会を招集するには、書面投票又は電子投票を定めた場合を除き、会日の 1 週間前までにその通知を発する。ただし、その株主総会において、議決権を有する全ての株主の同意があるときは、書面投票又は電子投票を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

#### (議 長)

第 1 5 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは、出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

#### (決議の方法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

### 第 4 章 取 締 役

#### (取締役の員数)

第 1 7 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

#### (取締役の選任方法)

第 1 8 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

#### (取締役の任期)

第 1 9 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (代表取締役及び社長)

第 2 0 条 当会社の取締役が 1 名のときはその取締役を代表取締役とし、取締役が 2 名以上あるときは、取締役の互選により代表取締役 1 名を定める。

2 当会社は、代表取締役を社長とする。社長は当会社を代表する。

#### (報 酬)

第 2 1 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 2 2 条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 2 3 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 第 6 章 附 則

(法令の適用)

第 2 4 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令によるものとする

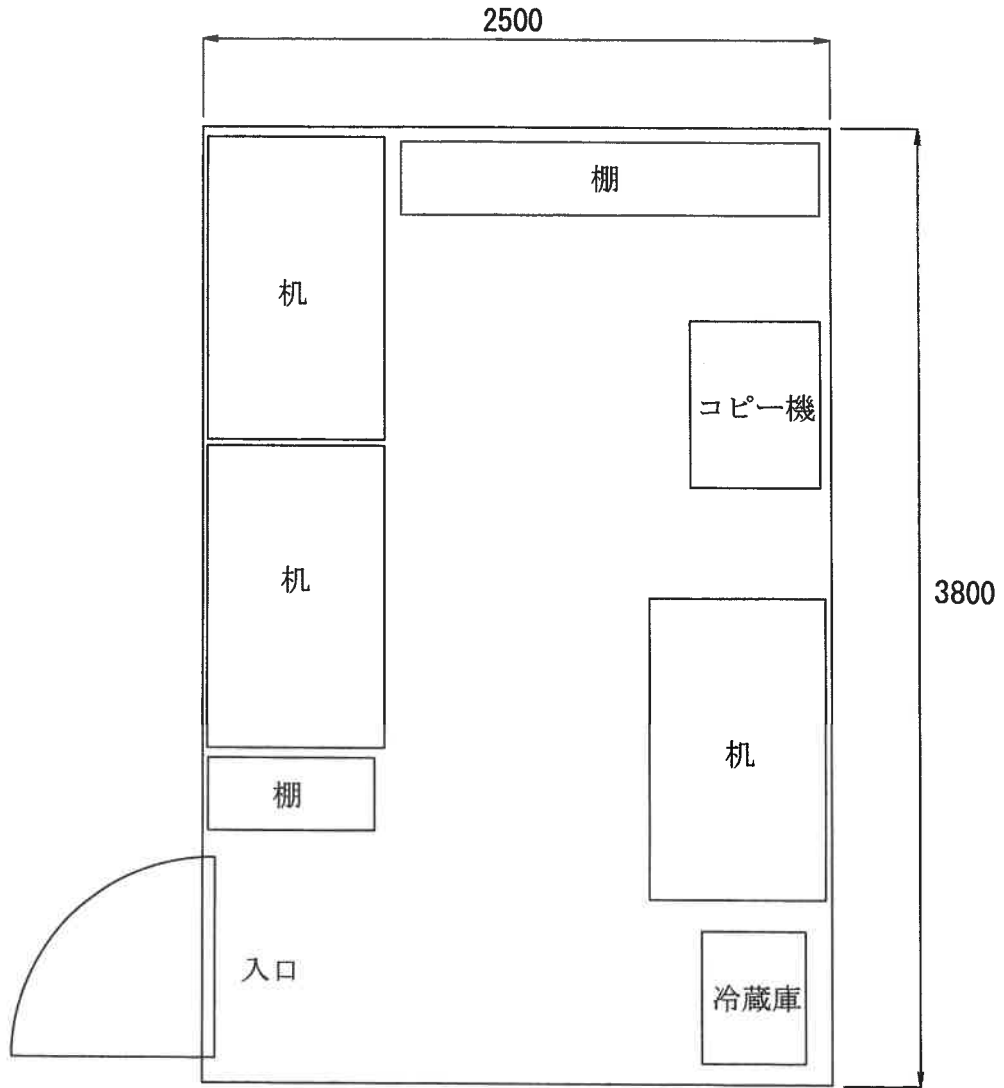
※ここにメモを入力できます。

A4横

A4縦



# 事務所平面図









指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 6月14日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 カブシキガイシヤカイセイ 株式会社カイセイ  
 住所 大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 <sup>イワモトレンヤ</sup>代表取締役 岩本廉也  
 電話番号 0721-21-8668  
 FAX番号 0721-21-8737  
 メールアドレス [kaisei7070@hera.eonet.ne.jp](mailto:kaisei7070@hera.eonet.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6年 6月14日

届出者

氏名又は名称 株式会社カイセイ 〒583-0991

住 所 大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10

代表者 氏名 ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 イワモト レンヤ 岩本 廉也

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社カイセイ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
<small>ヤマナカ ミホコ</small> 山中 美穂子	第 310074 号	令和6年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三一〇〇七四号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 山中 美穂子

昭和四十六年一月十三日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の  
規定により給装置事主任  
技術者免状を交付する。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村憲一

